

第5回合併協議会 議事録

平成 14 年 8 月 31 日開催

1. 開会

司会： それでは、定刻になりましたので、まだみえていない委員の方がいらっしゃいますが、はじめさせていただきますと思います。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、本日の司会進行を務めさせていただきます合併協議会事務局の大上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第5回野田市・関宿町合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、野田市・関宿町合併協議会会長であります根本崇よりご挨拶を申し上げます。

2. 合併協議会会長挨拶

会長： 一言ご挨拶申し上げます。合併協議会もいよいよ5回目になっているわけでございます。事務事業の調整について933項目という項目数についてのご協議をお願いしてまいりました。933という数字の中に行政の統計資料的なもの、関宿と野田の数字がどういう数字になっているのかなど、そんなことも比較しなければいけないということで933の中に入れてございました。そういうものを差引き、さらに若干の項目を加えたという格好で全部で884項目という項目数になっておるはずでございますが、その調整項目についてここ数回にわたってご議論いただいてまいりました。多くの項目については既に協議会としてのご了承はいただいたところでございますが、最後に大きな問題がいくつか残っております。大骨が残っていると言った方がよろしいでしょうか。それを今日は整理をさせていただきたいと思っております。

協議会の会長としての腹積もりでいきますと、こういう資料ができませんと、住民の皆さん方に説明ができないという話になるわけでございます。情報公開を基本的な考え方として今回の合併の協議を進めているわけでございますが、情報が無い中で合併の是非について議論しろというようなそういう方も中にはおられますけれ

ども、我々はそういう考え方はとれないと思っております。あくまでも情報を提供する、その情報公開の中でということで議論をしていただきたいと思っているわけでございます、お陰様でこの 884 項目についての考え方をまとめることができる形になったと思います。

そんな中で今後のスケジュール等についても今日のご協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会：どうもありがとうございました。続きまして同会の副会長であります河井弘よりご挨拶を申し上げます。

3. 合併協議会副会長挨拶

副会長：皆さんこんにちは。関宿の河井でございます。本日は大変お忙しいところを第 5 回の合併協議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。また第 4 回合併協議会までに提案した、住民生活に影響が生じる事務事業調整 884 項目について本日は最終意見をお願いし、承認をいただくことにより、10 月から予定している住民説明会において野田市と合併した後の住民生活がどのようになるか具体的な形で示すことができるかと考えております。前回から先送りとなった関宿庁舎における窓口行政事務については特に町民の関心が高いところでありまして、説明会では重要な事項となりますので、委員の皆さん方にも忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。

簡単でございますけど、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はご苦労様でございます。

司会：(配布資料確認ののち)

それではただいまから議題に入りますが、野田市・関宿町合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、「会議の議長は会長がこれにあたる」と規定しておりますので、議長を会長をお願いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

会長：それでは早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

議事に入ります前にお諮りをいたしたいと思っております。本日、猿田委員の代理とい

たしまして、千葉県総務部市町村課松永市町村合併支援室長が出席をしております。代理出席につきましては前回と同様、協議会規約第9条第3項「会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮りこれを定める」によりまして、本日の代理出席について認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、そのように取り計らいます。

それでは、はじめに協議会規約第9条第1項の規定によりまして、本日の委員参加数でございますが、現在のところ27名ですので本日の会議は成立しておりますことをご報告いたしたいと思えます。

4. 協議事項

(1) 事務事業調整方針(案)について

会長：それではただいまから議事に入らせていただきます。

はじめに、事務事業調整方針(案)といたしまして、前回8月12日開催の第4回協議会に提案をいたしました事業のうち、宿題、先送りとなりました事業の事務事業調整方針(案)につきまして議題といたしたいと思えます。宿題のうち、まず、はじめに同和関係の7件について事務局から説明をさせますのでよろしくお願ひいたします。

保健福祉部長：それでは宿題のうち、772、773、775、776、777につきましてご説明申し上げます。8月20日までに5回の話し合いを実施いたしました結果、772 団体育成事業のうち、女性部の補助金、それから関宿町あらゆる差別をなくす会の補助金、それから776 同和対策委託推進員研修負担金、および777 隣保館管理運営事業につきましては合意を見ましたが、772のうち、部落解放同盟関宿町協議会補助金、773 自動車運転技能習得奨励事業、および775 同和対策推進事業につきましては合意に至らず、最終的に別紙意見書が関係4団体から提出されておりますので、調整方針につきましてこの協議会の場でご決定をいただきたいと考えております。

なお、行政の合併後の同和対策のあるべき姿の行政の考え方につきましては、意見書の一番最後のところに、同和対策の事業の流れということで提出させていただ

いております。基本的には国の動き、あるいは野田市の平成8年の同和対策審議会の意見具申を受けて段階的に廃止し、既に特別対策事業については野田市においては廃止しているという状況、それと今年3月をもって特別措置法が失効したということ考えた場合に、基本的には編入合併の方針に沿い、特段の合理性が認められない限り、野田市の同和対策事業の整備方針に整合させる方向で関宿町の事業を見直すべきであるというのが行政の考え方でございます。

以上でございます。

会長：教育関係をお願いします。

学校教育部長：それでは教育関係で申し上げます。820 学校同和教育関係の特別対策、および 821 の社会同和教育の特別対策について申し上げます。これらの事業につきましては野田市の制度を適用、即ち合併を機に廃止することで調整をしてみました。学力向上学級については合併後廃止する。同和対策幼稚園、小中学校就園就学奨励費補助事業については16年度まで実施し、その後廃止する。人権教育推進事業委託については平成16年度まで実施し、その後廃止するとの意見であることから合意にいたりませんでした。別紙意見書が関係4団体から提出されておりますので、本合併協議会の場で調整方針をご決定いただきたいと考えております。以上でございます。

会長：説明の中で今、教育関係から別紙の意見書という話が出ていましたが、別紙の意見書についての説明は誰かしてくれるのかな。はい、お願いします。

保健福祉部長：それでは、4団体から出ています意見書につきましてご説明申し上げます。資料3の1ページになりますけれども、こちらに4団体の意見の概要をまとめてございます。これは基本的な考え方でございまして、2ページ目にそれぞれ事業ごとについてのご意見を伺った内容が2ページに記載されてございますので、2ページについてご説明申し上げます。

まず全日本同和会野田地区連絡協議会の考え方でございますけど、こちらにつきましては、6事業について全て廃止すべきであるというご意見でございます。

それから全国部落解放運動連合会野田支部につきましては、基本的には関宿町の問題であるということと言及は、個々の事業についての言及はされておりませんが、自主性を発揮して全町民を視野に入れた施策の展開を強く期待するということでございます。

それから部落解放同盟千葉県連合会野田支部、それから部落解放同盟千葉県連合会関宿町協議会、こちらにつきましては同じ内容で意見が出ておりますので一緒に説明させていただきたいと思っております。

まず、団体育成事業につきましては、先ほども説明しましたけれども、3つの事業がございまして、そのうち2つについては合併後廃止していいということで、町協議会の補助金につきまして合併後3年間で段階的に削減し、廃止してほしいという内容でございます。

それから自動車運転技能習得奨励事業につきましては、県が実施する16年度まで実施し、その後廃止するという意見でございます。

それから固定資産税、都市計画税減免措置につきましては14年度をもって廃止するというので既に前回の協議会の中でもご説明して調整が済んでいる事項でございます。

それから4番目の同和対策推進事業につきましては、合併後3年間で段階的に削減し、廃止するという内容でございます。

それから学力向上学級・就園就学奨励事業につきましては、学力向上学級につきましては先ほど説明したとおり合併後廃止するというので、就園就学奨励事業につきましては16年度まで実施し、その後廃止するという内容でございます。

それから人権教育推進事業につきましては16年度まで実施し、その後廃止するという意見でございます。

行政の考え方につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

会長:ただいま申し上げたとおり、実は先日の協議会でもお諮りしたところですが、それぞれの運動団体からご意見もお伺いしようということでお伺いしたものを資料として出させていただいているわけでございます。大日本同和会については基本的に合併を期に廃止すべきであるという考え方でございます。全国部落解放運動連合会野田支部からは基本的には個々の施策、合併についての意見がありますから個々

の施策については差し控えるという中ですが、トータルとしては13年度で野田が廃止している事業を今もう一度復活させるというのはおかしいよと意見になっているということでございます。

部落解放同盟については野田支部、関宿町協議会、どちらについても同じ意見ということで2ページにございます比較表をご覧くださいますと、ちょうど右側2つの枠のところを比較していただけると、行政との意見の違いというものがわかりいただけますと思います。基本的には行政の方針と全日本同和会と全解連は基本的に合っているという形なのかなと思っておりますが、解放同盟と行政の方針というのが調整がついていないという状況にあるというのが現在の状況だということでございまして、そろそろ方針を固めたいなと思っております。どういうふうにしようかということで、再度皆さん方からご意見をお伺いできればありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

藤井正委員：今、4つの運動団体からの意見という形で説明があったわけですが、基本的に運動団体の取り扱いについて伺いたひと思ひますが、運動団体というものは要するに地域住民、同和地区に関わる地域住民の人達の集まりを運動団体という位置付けで取り扱うのか、そうではなくて、地域外の人も含めて誰でも参加できるそういう団体であっても同和地区団体として取り扱っていくのか、そのことについてまず伺いたひと思ひます。

会長：いかがですか、ちょっとご答弁をお願ひいたします。

理事（保健福祉・民生経済部担当）：基本的に今回、意見提出を求めました野田市の3団体および関宿町の1団体につきましては、これまで同和問題についてどのように進めていこうかということで考えていく際に、行政がカウンターパートと申しますか、いろいろと相談させていただく相手としてこれまでもご相談してきた相手でございます。個々の団体がどういう方を構成員としているかにつきましては、正確に私どもとして団体内部の話でして承知をしているわけではございませんが、同和行政、同和問題を中心にお集まりなさっている団体でいらっしゃると思いますので、基本的には地区の方が中心なのではないかと受け止めています。

藤井正委員：ここに団体からの意見書が出されておりますけれども、その中に全国部落解放運動連合会野田支部の意見書があります。ここの支部長は山口実さんという方が代表になっています。先ほどの答弁の中では団体の個々の内容については把握されていないようなお話がされておりましたが、多分ご存知だと思っております、この山口さんという方は元野田市の市の職員だったはずで、それで現在、多分住所も埼玉県に居住されているのではないかと思います。同和行政の地域のところとは全く関わりの無い方が代表者になっているのだらうと思いますが、そういう形の、要するに団体だからということでそういうところも1運動団体としてこういう形で取り扱っていくということになると、これからはいろんな同和問題に対していろんな取り組みがされると思いますが、要するに誰でもそういうふうに運動団体を組織すれば行政側とも窓口になっていくという形になってしまわないかと思えます。これは野田市の同和行政の中で前にも若干議論したことがあるのですが、やはり運動団体として認めるのであれば、やはりその地域の住民で構成する運動団体を、行政としては運動団体として扱うべきではないかと思えます。

こういう形で全く県外の人だし、地区住民とは何の関わりもないはずだと思えますが、そういう方が代表になっている組織を1運動団体として行政が取り扱っていくことについては、やはり問題があるのではないかと思います。それをまたこういう形で今回の調整事業のいろんな話をするのにそこも参考資料として出されてくるということについては、若干やり方として問題があるのかなと考えます。

会長：実は恐らく担当理事もその時にはまだ、この前この廃止の議論が野田で議論になった時の私どもの方の同和関係の審議会の中で、担当理事は議論に加わっていませんでしたという形だと思いますので、私の方からその点だけは申し上げておきたいと思えます。

議員がおっしゃるとおりの組織形態があるかと思っております。ただ、実は私どもの方で同和行政についてどういうふうにやっていくのか、各事業についてどういう整理をしていくのかという議論になった時に、その時に各団体、それが野田で活動している団体について、我々として意見を聞かせていただくということにいたしますということで、そういう形で同様に3つの団体から実はご意見をお伺いして

いるという経緯がございます。

それ自体は確かに従来のやり方からいうと違うやり方かも知れませんが、従来のやり方というのは何かと言いますと、地区代表の方にお入りいただいた形で組織を作っているという形になっていたわけですが、組織というのは私どもの審議会の組織でございますが、それに対して今回、そこで議論になった時には地域で実際に住んでいる方々の声を聞いてもらいたいと、それをそれぞれの団体から聞いてもらいたいという話になりました。そんな形でこの話を聞かせていただいたという経過がございます。そんなことがございまして、今回も同様な形でやらせていただいたというのが経緯でございますが、確かに代表者は違いますが、その下で活動されておられる方は野田にお住みの方であるということも十分承知している中でやらせていただいている形だと、私どもとしては理解して今回こんな形をとらせていただきました。

これが従来の同和行政の中で地域の代表の人にお入りいただいてという話からいうと、確かに違う話でございますが、どうしても団体が表に出てきてしまって議論がされているという中で、団体の考え方が180度違っているというところがございますものですから、こんな形をとらせていただいたということでございます。

いかがいたしましょうか、押し問答になってしまう話になってしまうということで、私どもとしましては、皆さん方のご意見を参考にさせていただきながら方向性を出していきたいと、こんなふうにも思っておるわけでございますけれども。

染谷委員：野田の染谷です。この問題は非常に微妙な言葉遣いが必要なことなのかもしれませんが、先ず端的に私どもの議会の中、議会全体ということではなくて、自分が所属している会派の中の話では、この問題が、もしずっと野田市がもう特別対策がないという中で関宿町さんの方では特別対策を様々残さざるを得ないということであるのだったら、そういうことが全部収束してから合併したらいかがですかという極論もあるくらいなわけです。必ずしもそういうふうを考えるわけではありませんが、そういう私どもの仲間の意向等を考えますと、今回出されてきた団体からのご希望をこの言葉どおり読むと、合併後3年間継続するという形が多いわけですが、そういう私どもの、また私自身のものの考え方からすれば、最大でも今年から3年、14、15、16年度という県の施策が一応収束するという時に合わせて終決をするというようなことだとかということが見えてこない、なかなか話がしにくい

というところがあるように思っています。

部落差別のようなことがあってはいけないことはもちろんそうですし、そういうことをしないまちにならなければならないわけで、そうした方向を目指して野田市も関宿町も頑張っただけで、そうしたことの大切さということとはわかりますが、国の法律の状況等々を踏まえた時に特別対策としてこうした制度を、まだ先まで続けなければならないというふうにはどうしても思えませんので、合併協議会である方向付けをしてくれということのようですが、実に難しい話ではないかと。それならばそうしたことが全部はっきりした段階でもう一度考えてもいいんじゃないですかと言われてしまった時にどうなるのかという気はしまして、自分としてはいつの時点では廃止だよということが見える形でなければ、調整方針足り得ないと、市民に対して説明ができないと思っています。

田中委員：関宿の田中です。この問題については12日に私も説明をしましたが、私はこの間休んでいる方もいるので再度言いますが、この問題はやはり各委員さんが言うように差別があるからこういう制度ができたもので、古くは1965年同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるということでこの制度が設けられて30年ぐらやってきたと思います。

それでまだまだ差別があるから我々団体としては行政に大変でしょうが要求しているわけでございます。この間、12日以降に再度町の職員と交渉した結果、だいぶうちの方でも助成金とかいろんな研修費かな、そういうのを切ったり、固定資産税の減免を廃止してもいいということをお願いして、総額にすれば相当になるかどうかと思うけれども、全部をここで切ったのではまだまだ我々としては安心して暮らせない面もございまして、何か事務局でうちの方とお話し合いした数字を言ってもらえばいいと、委員の皆さん方もわかると思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長：事務局でというのは、どういう数字が出ているのでしょうか。

民生参事：関宿の大島です。協議会との交渉の中で担当の方から私にそういう報告はございませんので、ちょっと私はお答えできません。

会長：田中さんの方から具体的にお話していただけますか。

田中委員：今日は関宿の同和対策課は来ていないのかな。あっちへ行っているわけなんだよね。

会長：具体的に言いますとどんな話がいっているのでしょうか。どういう性格の数字の話が。

田中委員：だから補助金をカットしてもいいとか、研修費をカットとか。

会長：わかりました。実はそれが関宿町協議会の中で出ている表でございます。この表がその答えです。2ページに関宿町協議会の中で意見が出ています。数字は出ておりませんが、段階的にということと3年間で廃止しますという格好で出ている数字です。ですから、これが解放同盟の意見だという形でご意見をいただいたという形でもよろしいと思いますので、そうしますと、実は今ポイントとなりますのは、今染谷委員の方からお話が出ておりますのは、少なくとも3年というのは来年から数えてみれば15、16、17という話になるし、再来年から数えれば17、18、19という格好になると。それでは長すぎるのではないかとということでもよろしゅうございますよね。ですから、例えばこれを16年度でスパッと全部合わせてしまったらどうかという、端的に言えばそういうご意見ではないかと思うわけですがけれども。

田中委員：それもわかるけど、私一任ではどうとも返事はできないですけど、この委員会というのは合併をするので話し合いの場なので、だから合併した後はということのうちの方では打ち出していると思うのです。ですから、こういう合併の話が出なければ関宿町だけで何とか細々でも続けてという希望もあったんだけど、これは世の中の流れに逆らえないから、我々もあまり頑張っても他の市民も大勢いることだし、我々だけというわけにもいかないからということで、随分数字的には考慮しているわけですけど。

会長：田中さんがおっしゃっていることをちょっとだけ。私の方が解放同盟の皆さん方から耳にしている話を申し上げますと、この3年間という趣旨は結局、野田も3年間かけて削減したじゃないかと、だからここで関宿が今まで続いてきた制度なんだから3年間かけて削減させてもらいたいという意見だと。ただ、3年間経ったら止めますよという形にしたのが、従来の意見は3年間経った時にもう一度考えさせてくれという話が入っていたんですが、それが3年間経ったら止めますよというところを解放同盟としては降ろしてきたという話が一点。

それからもう一つ、2番目と5番目、16年まで実施し、というのがありますが、これもそういう意味で言えば、16年に県の制度が一度終りになります。県の制度が終りになった時に、もう一度そこで県と話し合いをするなり何なりする中で復活して続けることになれば続けてもらいたいという趣旨だったということだと思いますが、これは16年度ですぱっと切りますよという話にしたということで、余韻は残らないように両方ともしてくれたという話になっておるとい形でございます。

我々が聞いている感じでは関宿町としては、野田も3年間経過措置を作っておったということから言えば3年間残してもらいたいということと、もう一つは、実は私ども2番目と5番目としては、これは公式見解としてそうなのかと言われてはちょっと問題が起ると思いますが、県に確認をしたところ、県の方でも16年度で補助制度はなくなるでしょうという話をしておりますので、そういう意味では16年でスパッと切ってもよろしいのかなという感じはしております。

あとの4つについてはそういう意見があるという一方で、先ほど染谷委員の方からございましたように、合併以降3年間というのは長すぎるのではないかとということのご意見だろうと思っております。

青木重委員：関宿の青木でございます。これは関宿から持ち込んだ問題かと思いますが、本来であれば関宿できれいにこのようなことはして、この場に持ち込むべき問題ではないような気がします。それでもここまでできてしまっているわけでございます。ただ、ここは交渉の場ではないと思います。この協議会で是非、会長にとっては決着をしてほしいという話でもございます。やはりこういうものは妥協も必要かと思えます。お互いにここは、話し合いはもう十分時間をかけてやっておるやに聞いておりますので、先ほど野田の染谷議長さんも言われたとおり、ここは数字

できちんと見えるように出すのが妥当なんじゃないか。合併後3年間じゃなくて、2番と5番が16年度末で廃止だよというきちんとした数字がある中で、ここは将来のことも考え、野田市の部落解放同盟の皆さんも既に受け入れて実施をされている問題でございますので、16年という妥協の案で決着が図れば、本来であれば持ち込むべき問題ではないけれども、そこら辺で妥協できればいかがかという私の考えでございます。

会長：今、16年という真ん中をとったような案になるのかも知れませんが、そんなご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

藤井正委員：この同和団体の扱いの関係ですが、市長さんからもありましたが、前回の時には段階的な削減をしながら、その後また継続的に話し合うという表現がされていたと思います。それから2番と5番の奨励金の関係についても終わってからまた協議をするという継続性を含んだ表現がされていたということであったと思いますが、今回の同盟の方の回答書の表現を見ますと、助成金も含めて結果的には全て廃止をするということの方向性がはっきり出されてきていると思います。例えば補助金についても3年間で削減をして、その後また継続ということではなくて、それでもう廃止だという位置付けが明確に示されたのだと思います。その他の項目についても全て廃止をするという形で明確に意思表示が出されているわけで、野田市の同和对策審議会の中でも地域代表という形で、確かに代表者が入りました。当然、その地域代表者は運動団体の関連性を持っている団体の方だったと思いますし、野田市で段階的に廃止をするということについても運動団体の一定の理解の下に結果的に廃止をしたという経過を辿っていると思います。

そういった意味では、折角ここまでいろいろ話し合いがされて一定の意思表示が明確にされてきたわけで、例えばここでまたこれをもう少し変えてほしいというような話になると、またもう一度持ち帰って団体との了解を得ないところに出せないということにもなってしまわないかとも考えます。

私は野田市も3年間で段階的に削減をしてきた経過があるわけだし、それは運動団体の理解の下にやってきたということだと思うのです。今回の助成についても、運動団体としても3年後には廃止をしてもいいという一定の意思表示が明確になっ

たわけですから、私は野田市と同じような取り扱いの中でこういう形で対応するということについて結果としてはいいのではないかと考えます。

会長： どうですか、関宿町さんの交渉していた皆さん方からいきますと。

染谷委員： この場でなかなか単純に結論を出しにくい問題だとは思いますが、今、藤井委員から意見がありましたが、合併後3年間というものの言い方だと、合併の時期をどうするのかということがまだ明確に見えてこないわけです。最低限17年の3月31日までにはやりましょうというわけですから、それが16年度なわけです。16年度でこの2と5の事業は終るということを認めているのだから、だとしたら、それに対してその後3年間も団体育成事業をやらなければならないという整合性はなくなるはずですよ。ですから、16年度でそうした事業の廃止が認められるのだとしたら、団体育成事業ですとか、様々な問題が残っているという理由が見つからないと思うので、もし直ちにこうしたことが廃止するということが難しいことであろうと思いますので、16年度という目標時期があって、16年度は「人権教育のための国連10年」に関する計画の最終年度になるのですか、そういういろんな大きな括りの整合性もあるから、その辺りでそれらを無くしていく、特別対策としては無くしていくいい時期なんじゃないかということで、ある年度で切るような形にしておかないと、合併時期が明確でないわけですから、非常に齟齬をきたしてしまうような気がしてならないわけです。

ですから、今回出来るだけ方向付けをしたいというのが事務局の考え方も知れませんが、非常に大切な問題ですから、あるいはもう少し時間をかけて結論を出すのもいいかも知れませんが、ただ自分としてはそういうふうに年度で切る、切るというよりも目標時期を定めるべきだと思いますので、改めてそのことを申し上げたいと思います。

田中委員： 年限の期限ですが、私の考えとしては合併がいつになろうと、17年までやっていただければ何とか了解はとれるのではないかと思います。何故かということ、今年に関宿町で予算を組んでもらったのだから、だから合併後3年というのは早ければその辺かなと思うんだけど、我々としてはいつも行政の方に言うんだけど、野

田市は11年か12年に止めているというけれども、それは支部の役員がやらなくてもいいですよと行政に訴え出たから差別は恐らくないのだろうと思うんだけど、関宿はまだまだ不十分だからと言って河井町長さんをお願いして面倒みてもらっていた経過でございますから、これは野田が止めたとか関宿がまだやっていると言っても、その地域によって田舎に行くほど差別はきついから、都会に来るほど少なくなっています。だから、そういうことを踏まえて皆さんにもよろしくお願いしたいと思います。17年までお願いします。

青木重委員：非常に皆さん言葉に出しづらい問題かと思いますが、やはり先ほども申し上げましたが、全てこういうものは妥協も必要かと思いますが。よって先ほども申し上げましたが、数字で見えないとこの問題は先に進みません。今日も一番先で時間が、まだ調整事業がたくさんあるように見受けられる中で、これで大分時間を経過してしまうと、あとにも影響するかと思うので、この辺はやはり16年度なら16年ということで会長さんには、意見は十分出尽くしたように思いますので、裁決してもらおうのも一つの方法かと思います。

会長：意見がどうしてもつきませんので、合併の今回の特例法の期限がちょうど17年の3月になるわけで、16年度というのはそういう意味の数字でもあろうかと思えます。16年度という形の方がご意見が多い感じもいたしますが、どうでしょうか、挙手をしていただきますか、それとも大筋そんなところでという形でどうでしょうか。

逆井委員：今関宿の青木委員の方からは16年で、野田の染谷議長の方からは16年でいいという話ですが、やはり田中さんの話を聞いていると、やはり合併後3年間ほしいんだと、さっきの発言で降りてきて17年でいいよという話になっていますので、合併が今年合併するのなら17年度で終了ですが、17年で合併すると20年まで3年という要望があるのを17年でいいという田中委員さんからの発言もあったので、ここは折衷案で16年で切るものは切る、あとはもう一つは1番と、それを17年まで1年間野田市でも補助してあげるというのはどうでしょうか。

会長：もう一つ折衷案が出ましたが、17年でどうかという話ですが、どうでしょうか。1年の違いという形になってしまう話になるのですが。

平井委員：やはり協議会ですから、挙手をやるよりも話し合いで決めてもらいたいと思います。逆井さんから言われたように、3年という経過で見ますと、やはり17年という年度になると思います。ですから、ものによっては17年ということで年度を切ってもらえば染谷議長の言っていることにも合うと思いますので、その辺でまとめてもらえばいいと思います。

会長：合併の協議がはじまって3年間という形の中で17年ということということでございますが、それでよろしゅうございますか。いろいろとご意見があるうかと思いますが、事務局としてそういう形で決めさせていただくということで、3年間段階的に削減し、廃止するというものについて17年に廃止という形にすると。段階的に削減していきながら17年で廃止するという形でよろしゅうございますね。

(異議なし)

そんな形で整理をさせていただきたいと思います。それではそういう形に決定させていただきたいと思います。

では続きまして、宿題となっておりました都市計画法に基く開発行為関係、および先送り事業の登記簿の大字名、組織窓口関係、検診関係、災害出動、農業委員会関係の20件を事務局から説明をさせますのでお願いします。

都市計画部長：野田市都市計画部の木全でございます。851の都市計画法に基く開発行為等の許可の基準に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

この件につきましては、前回の協議会におきましてご答弁を申し上げたところでございますが、説明不足の点がございましたので改めてご説明を申し上げます。平成12年の都市計画法の改正により、既存宅地制度は廃止されましたが、千葉県をはじめとする都道府県、そして政令指定都市、それと野田市を含む開発許可権を委譲されました事務処理市、この団体におきましては市街化調整区域のうち、市街化調整区域に隣接または近接する優良な集団農地を除いた区域を新たに条例で指定すれば、開発行為や開発行為を伴わない住宅等の建築が可能になりました。

平成 14 年度当初におきましては、この条例を指定した都道府県市および区は、全国約 250 の対象のうち、千葉県を含めまして約 20 程度しかございません。

しかし、千葉県の条例が適用される関宿町におきましては、今年度より市街化区域から 1.1km 以内で建築物の連たんが 40 戸以上あれば、優良な集団農地等を除いた区域において開発行為等が可能となっております。

関宿町におきましては、昭和 60 年に都市計画区域に編入され、市街化区域と市街化調整区域、これはいわゆる線引きでございますが、線引きが行われました。このことによりまして、それまでは法的な制限が加えられておりませんで、ミニ開発がだいた発生をしておりました。これが規制できるようになりましたのでスプロール化に歯止めがかかったということを伺っております。

しかしながら、今回の都市計画法の改正により千葉県の条例が適用となりますと、引き続き前と同様にスプロール化が懸念されるところでございます。

野田市におきましては総合計画等の上位計画に基づきまして、土地区画整理事業をはじめとする市街化区域の整備を最優先する必要があると考えております。

このような状況を踏まえまして、野田市を含めた近隣市におきましては、土地区画整理事業などの計画的なまちづくりへの影響などを理由にいたしまして、当面は新たな条例による開発可能な区域への指定を見送ることとし、条例化するかどうかにつきましては、市街化調整区域全体の土地利用などを実態調査した上で判断することとしております。

従いまして、関宿町におきましても合併をした場合には野田市と同様の扱いをしたいと考えているところでございます。以上でございます。

会長：続けて説明をお願いいたします。次は大字の関係。

総務部長：次に 548-1、登記簿の大字名について説明させていただきます。経過といたしまして、第 3 回合併協議会におきまして、地元の総意を協議会に反映し協議することとなったため、7 月 31 日および 8 月 11 日に関宿地区区長会が開催されまして、行政区の意見がとりまとめた要望書が関宿町に提出されております。これは資料 6 の 3 ページでございます。それを受けまして資料 6 の 1 ページでございますが、関宿町長から合併協議会会長宛てに、合併後における登記簿の大字名の取り扱い

いということで総意をまとめたものが提出されております。これを受けまして、総務部会で先にご説明しております登記簿の大字名の取り扱いについての調整方針案の訂正をした上、今回提示させていただいているところです。

内容につきましては、大字名については重複しているものがないため、野田市は現行の登記簿の大字をそのまま使用しまして、関宿町では次の大字には関宿を大字の前に付しまして、その他の大字は現行の登記簿の大字を使用するというところでございます。

関宿において大字の前に大字を付すものにつきましては、合併後の大字として、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、以上でございます。

引き続きまして、729-1、市長部局職員配置数でございます。同じように説明させていただき資料は、729-2、729-3、729-4。関連性がありますので一体で説明させていただきますが、730-1、730-2のお手許の資料を見ていただきまして、右側でございます調整方針の内容を説明させていただきます。

組織機構の関係でございますが、編入合併であることから野田市の現在の組織機構を基本としまして、人員の拡充と所要の職員の配置を行うという考えであります。市長部局および行政委員会の職員配置数ですが、両市町の職員数の合計は平成13年4月1日現在で1358人ですが、これから職員一人あたり市民数において人口規模が同水準である流山市並の効率性を目指すという考えであります。

平成15年度に合併したと仮定して5年後の平成20年度に約180人の削減達成が可能であると見込んでおります。なお、これは技能労務職の退職不補充分を含む数字であり、これを除き、新規行政需要に伴う実質増員分を含めた削減数としましては、その1年後の平成21年度に達成可能であると考えております。

以上が729-1から730-2までの説明でございます。

続きまして、お手許にやはり本日配布の資料でございますが、これは2枚組みになっておりまして、今回説明させていただき窓口業務に関しましての資料としましては、732-1、732-2、それに資料としてついております732-3、こちらの関係で説明させていただきます。

窓口業務と編入合併を踏まえまして、野田市役所を本庁とし現行どおり担当課ごとに窓口を設置するという考えであります。具体的には出張所でございますが、出

張所は4か所の設置を考えておりまして、新たに閑宿出張所を現閑宿庁舎に設ける他、既存の南出張所、北出張所、中央出張所の配置を考えております。

取り扱い業務の内容につきましては、既存の野田出張所の業務に加えまして、日常性の高い税関係証明発行や、福祉関係の相談等、これらの新たな業務内容は別表のお手許の資料 732-3 に一覧がございますが、これらの業務を取扱います。出張所で新たに扱う業務につきましては、窓口を新たに設けまして出張所機能を強化しよう考えています。

体制ですが、業務内容別に類型化しまして職員配置を検討し、閑宿出張所に合計で19人、既存の南出張所、北出張所、中央出張所のそれぞれに各6人の職員を配置しよう考えております。

検討に当たりまして、窓口機能の強化により必要となる職員数は業務ごとの取り扱い件数を基に算出させていただいております。

また、環境関係業務につきましては、閑宿町におけるゴミ出しルールの徹底、公害駆除処理等を行う職員を配置すると考えております。なお、ゴミ出しルールが徹底された1年後程度には配置職員を4名から2名にするよう考えているところでございます。

732-2の調整方針について説明させていただきます。その他の窓口業務の関係でございます。窓口体制ですが、住民の利便性向上のために郵政官署法の活用を図り、新たに郵便局において住民票等の交付業務が行えるよう考えております。取り扱い局としましては、市役所および出張所からある程度距離が離れている川間、清水、目吹、福田の4局と、特に多数市民が集まる状況があるジャスコ内の郵便局の計5局を予定しています。

閑宿地区におきましては、現在置かれている3つの郵便局がいずれもコミュニティセンターに近接していること、あるいはコミュニティセンターの駐車場等の施設も優れているということから、当該窓口業務は引き続きコミュニティセンター、これは後でご説明しますが、合併後は公民館として位置付けするように考えておりますが、重ねて郵便局への委託は行わないという考えでおります。

野田地区のその他の郵便局につきましては、これが取り扱い状況を踏まえまして、今後において必要に応じ検討しよう考えているところでございます。

次に閑宿地区にある3か所あるコミュニティセンターの関係でございます。調整

方針の（２）の内容でございます。コミュニティセンターはいずれも合併後、公民館として位置付けるよう考えておりますが、住民サービスを低下させないために、引き続き窓口業務は継続するよう考えているところでございます。取り扱い業務につきましては、住民票や印鑑証明、戸籍抄本の交付等を考えています。以上です。

保健福祉部長： 続きまして検診関係についてご説明申し上げます。ファイルの事務事業調整票調整方針総括表（目次）と書いてある６ページ、７ページで説明させていただきたいと思っております。この件につきましては、野田市・関宿町医師会と歯科医師会と調整してまいりました。８月２７日に調整が出来上がりましたので、その内容についてご説明申し上げます。

まず 780 の基本健康審査でございますが、関宿町においては４０歳から６９歳は集団、その他は個別で実施しておりますけれども、野田市に合わせて個別に検診を行うということにいたします。

それから胃がん検診につきましては、野田市・関宿町医師会に委託しまして、野田の分につきましては野田市の検診車が、関宿町につきましては医師会が用意した検診車が巡回して実施することといたします。

それから子宮がん検診につきましては、集団につきましては現行のとおりとしますが、関宿町においても新たに個別検診を実施いたします。

乳がん検診につきましては、関宿町においても新たに個別検診を実施します。また、集団検診について関宿町においては、５０歳以上についてはマンモグラフィーの検査を実施しておりますので、野田市においてもマンモグラフィー検査を実施いたします。

それから大腸がん検診については関宿町においても野田市にあわせた形で個別検診で実施します。

結核肺がん検診につきましては、野田市にございます胸部検診車を関宿町にも巡回して実施することといたします。

それから結核検診でございますが、これもやはり野田市の胸部検診車を関宿にも巡回して実施することといたします。

それから成人歯科健康審査ですが、現在野田市では実施しておりません。関宿町では４０歳、５０歳を対象に実施しておりますので、この内容で野田市においても実

施することといたします。

それから予防接種の集団でございますが、関宿町の小中学校の日本脳炎につきまして、個別接種から学校における集団接種に変更します。

それともう一点、修正でございますが、予防接種事業の個別接種は前回、現行どおりという形でご報告しておりましたが、精査しました結果、やはり個別から集団に変更するというので調整方針案を変更させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

消防長(野田市): 同じくファイルの 838 災害出動でございます。これは消防団の災害出動の関係でございますが、調整方針としまして、消防団の組織としまして現在野田市は部団制、関宿は方面体制を採用しております。合併後は4つの方面体制とするということで両市町の消防団で調整されておりますので、原則といたしまして発生現場を管轄する方面隊と常備消防において対応することといたすものでございます。

農業委員会事務局長(野田市): 続きまして、事務事業調整方針の 875 農業委員選挙の投票区、 876 定数および選挙・選任による内訳、 877 選挙区別定数、並びに 878 選挙区の地区割りについてですが、議員と同様、合併に関する総論の場で調整をしたいとするものでございます。

それから 879 任期についてですが、選挙による関宿町農業委員につきましては、野田市農業委員の残任期間であります平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き野田市農業委員として在任するものでございます。

ただし、関宿町の町議会並びに農協、農業共催から推薦された選任につきましては、特例措置がございませんので失職をするというものでございます。以上でございます。

会長: 説明は以上ですが、いろいろと重要な問題が入っていますので、一件一件いきたいと思います。まず、都市計画法に基づく開発行為の関係でございますが、前回ご質問をいただいた点につきまして考え方をお示しさせていただきました。ある意味で、実は 45 年に都市計画法が施行され、その中で市街化区域と市街化調整区域

という形で整理ができたことについて、国が自殺行為をやったのが今回の規制緩和であり、その足を引っ張ったのが県の条例という感じになっていますので、できましたら我々としては今しばらく野田市の方針、つまり従来の方針での開発許可制度という形でやらせていただきたいという形で原案を出させていただいておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

青木重委員：この確認ですが、例えば極端な話が合併の時期、これはさておいて、例えば合併前日に所定の書類、所定の書式が揃って県知事宛てに申請があった場合、許認可が下りるのは合併後になってくると思います。そこら辺の取り扱いをどのように考えているのか。

都市計画部長：実はまだそこまでは確認はしておらないところですが、多分合併までに出されたものについては県の方において許可になると考えております。

会長：再度確認はさせていただきます。それでは続きまして、登記簿の大字名の話でございますが、地元とこんな形で調整がついたという形でございますが、これはよろしゅうございますか。

(異議なし)

それではそのような形にさせていただきたいと思っております。

次の組織窓口関係ですが、大変重要な問題でございます。基本的には野田市の組織にある程度閑宿の組織を上乗せしていき、業務が増える分を上乗せしていくという形で組織を作っていこうと思っております。当然、閑宿だけに単独である組織、例えて言えば、次木の区画整理の事務所であるとか、そういうもの、それから恐らく新しいまちづくり計画の中で意見として出てきて、もしかしてまとめれば閑宿に図書館、恐らく役場を活用した図書館をという意見が出ておりますが、そういうところであれば当然、そういうところで司書がはまってくるであるとかというような形での、閑宿対応の部分というのが加わってくると。当然、それ以外にも例えば斎場であるとか、保健センターであるとか、従来調整の中で入れてあったものは、そういうものは組織図の中に当然入ってくるという形でという前提でご理解いただ

きたいと思いますが、そういう形でやらせていただくというような形で、一応平成20年には従来から申し上げているとおりの180人という形は、定年不補充という形の中でできあがるであろうと。

ただし、その中で恐らく従来の行政改革の流れで定年不補充でやっていた方々もカウントしてしまうという形になりますので、その分が実は水増しの数字になるのではないかという形になることは確かだと思います。ただし、その部分についてはその部分を除いたとしても1年後には180人という削減が可能であるという形になるという形になるということで、従来から申し上げております180人、約15億円の行政改革効果というのが達成可能であるという形の組織図になると思っております。

いずれにいたしましても、今日の協議会の席上ではこういう形で組織図は作りますという形にさせていただく。その時に一番問題になりますのが、先ほど説明した中の732ページからの3枚紙でございます、窓口業務がどうなるのか、つまりこの部分は特に関宿町の町民にとってみると不便にならないかどうかという点の検証をしなければいけない場所だと思っております。私どもといたしまして、732-1に出張所の体制という形で作らせていただいた。これは業務量をカウントさせていただきつつ、何人の人が必要かということで作らせていただいた資料がそこにある形でございます。基本的に窓口に来るであろうお客様、町民に対しての対応ができるという形にするために、こういう形で組織として残しておきたいということを考えているということで、732の調整方針の中の出張所の体制のところを書かせていただいております。

そういう形でやらせていただくという形になりますと、同様の出張所という形で野田の3つの出張所を考えた時に、野田の出張所は今までのところ、私どもの市民課という課でやっている仕事をやっているという格好になります。従いまして、それに加えた形で新たに関宿の窓口でもやる仕事を野田市の3つの出張所でやらせていただきたいという形で書かせていただいたのが732-3でございます。新たに取扱う業務と書いてありますのは、さっきの2枚紙ですが、右側にスター印が出ております。この部分が野田市でも新たにサービスとして、今までは本庁まで来なくてはできなかったものを南と北の出張所、櫛のホールの中央出張所でこの対応が可能にすることにします。従ってここにも先ほど出張所の窓口体制に書かせていただいたように、従来の野田の3つの出張所の窓口の人数以上の人数をここに貼付けさ

せていただきますというのが、732-1に書いております人の配置表です。

こういう形でやるということが一つと、もう一つ、さらに関宿の場合には今、3つのコミセンと称するところで、私どもの出張所でやっている業務、つまり、住民票の関係等々について受け付けをやっております。これをどうしようかということで考えたんですが、関宿ではコミュニティセンターで従来からやっております住民票と印鑑証明と戸籍抄本の交付を従来どおり続けていくという形にしていきたいと思っております。

それを今度は野田に翻って考えてみた時に、野田は出張所よりも下の組織といえますか、その組織ではこれがやられないという格好になっておりますので、野田の場合にその部分について郵便局で扱ってみたいと考えているのが732-2でございます。取り扱い郵便局として川間郵便局、清水郵便局、目吹郵便局、福田郵便局、ここまでがどちらかという南・北・中央の出張所のサービスから抜けるところという地域をカバーできるのではないかと考えております。併せましてジャスコ内の郵便局ということで、人がたくさん集まる場所ですので、そこで住民票がとれるということはいいことだろう、こんなことを考えていまして、そこで郵政官署法という新しい法律に基づいてこの業務を郵便局に委託する。

従いまして、野田市ではそれが今申し上げた5つの郵便局で可能になり、関宿では3つのコミセンで可能になる。実は関宿でも郵便局でと思って考えたんですが、コミセンのすぐ傍に郵便局があって、なおかつコミセンの方が駐車場があって便利だということである以上、それはコミセンに置いておいた方がいいだろうと。そんな形にさせていただいた。

ちょっと説明が重複いたしました、重要な話でございますので申し上げさせていただきます。関宿の皆さん方に不便にならないような形にさせていただきます、野田の市民にとっても更にサービスがアップできるという形を作らせていただきました。いかがでしょうか。

青木（囿）委員：今、きめ細かに会長の方からお話ございましたが、私も前回の時に概略ですが、支所的立場をとってほしいということをお伺いしたわけでございます。非常に私も野田の地形や現在の関宿町の地形等を考えてみて、やはり南北に非常に長い地域でございます。野田市の南北よりも関宿の南北の方がまだ距離があ

るように感じられます。そういった意味においた中で、やはり町民のこれからの合併についての意識の中に、最低でも窓口業務は今の形態が損なわない程度にしてほしいということは、多くの町民から寄せられていることだと思います。

そうした中においてここに出張所扱いということになれば、ものすごい町民からのいろんな意味でやっぱりかと、そういったことが聞こえてくるのは必至でございます。やはり最近においての合併をされている市町村を見た時に、やはりそれらのところは考慮していただいているのかと思われるところがいくつもございます。そうした中で私どももこの前の時もお話しましたが、新潟市と黒埼町、黒埼町は大変小さな町でございます。であります、そこに630億円からの合併支援策が国からくると。これは黒埼町に大部分投じてその是正を無くしていくと、そして黒埼町に支所を置く。このようなところを私達も視察してまいりました。

そして茨城県の潮来町と牛堀町は、潮来市になりましたが、牛堀町もやはり体系は関宿、野田のような大きな町ではございませんが、やはり当分の間、最低でもそこに支所をおいております。やはりそのような形をとっていただけるのかなと私は確信して今日ここに来たのでございます。

そうしたところが、やはりここに出先機関ということでもありますので、今日、ここで決定されるのではなく、今後まだ機会があると思いますので、そこらを十分検討して、事務方さんも大変だと思います。そういうことも十分検討した中だと思いますが、その上で次回にその辺を考慮していただけないかというご提案ですが、いかがでしょうか。

会長：今そんなご意見がございましたが。

谷田貝委員：関宿の谷田貝です。前回欠席しまして勉強不足があるかと思うのですけれど、一つだけお尋ねしたいんですが、先ほど野田の中央出張所とおっしゃいましたよね。それで南と北というのはどの辺にあるのでしょうか。

総務部長：駅で言いますと、南につきまして梅郷駅の近くに配置しています。それから北につきましては川間駅の傍にございます。

谷田貝委員：ありがとうございます。そうすると、野田では梅郷、川間、そして真ん中の櫛のホールに出張所があるということですね。関宿の役場のあとをその出張所と同じ扱いの同じ働きというふうに伺えるんですけども、そうなりますと、私達関宿町民はもしかして今まで役場で済んだことが、当然市役所まで出てこなければならぬということが多数あるということになるのでしょうか。ここに がたくさんついていますが、私などにはそんなに詳しく分析する能力がないものですから、できれば本当ならば今まで役場でできたことは役場で済ませたい。関宿町の役場に1階に窓口がたくさんあります。だから健康保険とか高齢者福祉とかそういうのは全部役場で済んできました。2階、3階の業務はそれはそれで合併するのであるからもしかしたら新しい庁舎であっても仕方がないと思いますが、普通の住民が関わる窓口というのは出張所扱いにされてしまうと、私達合併協議会の役員もどこかでブーイングにあうのではないかという思いがしますが、ですから、出張所で4つ並べてしまわないで、できれば関宿は当分の間、関宿の人間がこの地理に慣れるまで関宿支所であっていただけたら助かるなと思うのですが。

逆井委員：今、うちの議長と谷田貝さんが言ったけれども、やはり出張所というのには大変、この間区長会でも色々話が出まして、出張所というと野田の出張所を頭に思い浮かべてしまうので、出張所の取り扱いサービスが増え充実して、関宿の住民にも住民サービスが低下しないようにやるという市長さんのお言葉ですが、イメージ的に名前が出張所というのと支所というのでは大分違うので、名札の架け替えだから、そこら辺を関宿の要望を十分入れていただかないと、なかなかこれから住民の説明会なんかに行っても大変な問題が出るのではないかと思いますので、是非、名札の架け替えですから、中身はもっと充実していただきたいのでよろしくお願ひしたいと思います。

会長：私の方から少し申し上げますが、一つは今逆井さんがおっしゃったような名前の問題なのかどうかという話。名前が問題なのか、業務の中身が問題なのか。二つ議論が出ていると思います。業務の話については実を言いますと、窓口業務、例えばこの中の 732-1 をご覧いただいて、グループ1、グループ2、その他と書いてあります。関宿のところを見ていただきますと、市民課業務、税務課業務、国民

健康保険、年金課業務と、これを一つのグループにしてございますが、これは何故グループにしているかということですが、それぞれの今、申請等が出てきている数字、相談業務等についてカウントさせていただきながら、人数的に何人必要かということになるとそれぞれ端数が出るものですから、このところはグループ1としてそれぞれの業務を調整してもらおうという形で数字を出してきております。

実は福祉関係業務と書いてございますが、ここが高齢者なり社会福祉なり介護なり児童福祉なりという形で、窓口として相談受付までやれるという形にして、それ以降は決裁業務でございますから、本庁の方でやるという形になりますけれども、当然後でそれを今度は最終的にお渡しするという形も関宿でやれるという形にしていきたいと考えているわけです。

それ以外に、実は環境関係、補修事務所の業務というのは従来の補修の業務をお願いするという形で継続していくと同時に、環境関係については従来の公害の問題等々に含めまして、ゴミの問題等で少し人を張りつけておかないと、新たなゴミの収集制度についての対応という意味からも大変難しいだろうということで、基本的には市民の皆さん方が窓口に来る部分についてはここで対応ができるようにしたという配置にしてあるつもりでございます。

ただ、これが今までいた人数が多いから、その分ここに残しておけよという話になってしまいますと、合併の効果がそもそも無いという話になりますから、ですからサービスの質は落とさないような格好にしていると、一応は我々は作らせていただいた。ですからその業務が何かというのが先ほどの一覧表にある業務をご覧いただくと、大体それぞれここで市民の皆さん方はそれぞれ、業者さんが建築確認に行くとかという話は別にしますと、ほとんど市民の皆さん方のサービスはクリアできるのではないかと作ってございます。

ただ、名前が淋しいよという話はいろいろあるかと思しますので、いずれにいたしましても、そんな形で資料は作らせていただいているという説明だけさせていただきたいと思えます。

実は先に送ってしまってもよろしいかと思えますが、議論が先に伸びてしまうという話にもなるかと思っております。できますればこの方針は先ほどの組織図で180人減らしますという形の中で、これ二つセットになっていまして、180人減らしますというのは何かというと、後ほど調整する数字をお示ししますが、事務事

業の調整で一方的に閑宿に持ち出しになります。閑宿に相当のお金が持ち出しになります。その部分を野田の市民にとってみると、これが一番野田の市民の合併に対するネックの話になるのですが、野田の財源を閑宿にもっていかれてしまうんじゃないのという質問が出てきてしまいますので、そうじゃないよということのためには、180人をまず組織図的に減らさずということの説明しないといけません。

それからもう一方で、閑宿の人にとってみると、そんなことを言っても不便になってしまうのはたまらないですよということに対して不便になりませんよという説明をしなくてはならないという、それがこの組織図の話であり、それから出先機関の話だと、こんな形になっているわけでごさいます、ここの点が実を言いますと、合併協議、事務事業調整の最大のポイントという話になっておりますので、いかがいたしましょうか。次の機会まで持ち越しますかという話にするかどうかということですが。

逆井委員：こだわるようですが、市長さんのお話を聞くと、住民の窓口サービスはおろそかにしない、かえって充実するんだと。私も然りだと思います。しかし、イメージ的な面が人間は感情の動物ですから、イメージ的に出張所というのは寂しいような気がするので、是非、ここで皆さんにどこでも合併したところを聞くと、支所とかという名前にしているそうなので、そういう方向にもっていったら幸いだと思います。

会長：名前のお話から議論したいということですが、いかがでしょうか。

青木（囿）委員：数字的に、または議論的にはわかるような気がするんですか、逆井委員がおっしゃった中にもありますが、やはり閑宿町として位置付けた中において、一つの出張所扱いということで、ここにその中身が、いかんせん中身は充実しているんだよと、住民には心配かけないんだよという中の閑宿には職員が19名と、電算化されてできるんだと思うのですが、そこらにもうちょっと私どもの意見の中を尊重していただけないかということをお願いして次回にまわしてもそんなに遅れないのではないかと感じるころでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

青木重委員：いろいろ意見があるようでございますが、先ほど逆井さんが言ったとおり、イメージ的な問題を含めて、人数とかこういうことについては十分事務局で練りに練った案で住民サービスは十分いけるんだよという試算の元にこの人数は出していると思うのです。それをやはり基本として、先送りも結構だけれども、関宿支所というぐらいは最低限残しておいていただいて、それで先ほど 180 名云々、流山市と比べたらこうだよという最初からの基本案がある中で、仲間同士で意見が割れるようで申し訳ないけど、ここはやはりそこら辺で妥協するののも一つの方法かと思えます。

会長：実はこれ出張所という形の中で数字を書いておりますが、事務事業調整をやらせていただいた中で保健センターもそのまま残してあります。それから多分図書館という形になるとすれば、司書の数も相当数はまってくるという格好になると思います。そういう形の中で、恐らく 180 人達成の時点を目ざしてはいるから、それよりも前の段階では我々今、途中段階をどうするかということについての組織図も作らなければいけないだろうと実は考えておまして、その段階では関宿の方にそれなりの人をはめていくという形の中で、最終的に平成 20 年なり 21 年という形を実は考えているということで、最初時からガタッと数が減ってしまったよという話にはなっていないと思っておりますし、またそういうものの組織が対応が、例えば図書館であるとか、保健センターだとかがそのまま残ってくるという形の中での数としては相当な数がここに入ってくるだろうと思っておりますけど、今具体的に数字を申し上げられないという状況ですが、まず淋しくなってしまうよという話の支所の話についてはどうでしょうか。例えば、ここだけは支所という扱いで、例えて言えば図書館とかいくつかのあと利用施設が入ってくるとか、そういうことを考えればそんなふうな雰囲気の名前にしておいてもいいのかという感じもしないわけではないわけですが。

染谷委員：出張所で 6 人体制の出張所と 19 人体制の出張所が同列の出張所として、組織の役職の割り振りがどうなのかという感じからすれば、関宿の皆さんが支所という名前をご希望であるようですから、いわゆる窓口業務等については恐らくこれ

で網羅できていると思いますし、名前と管理職の給料ぐらいの違いでしょうから、という気もしないでも、要するに出張所としての人数的に重さの違いがあるから、そういう格付けの方がむしろよろしいかという気もいたします。

谷田貝委員：本音を言えば、出張所でも支所でもいいのですが、でも野田の3つの出張所と同じ業務だけを関宿の役場で、本当に今までの関宿の町民が受けてきたサービスが本当に受けられるのかという心配があるんですけど、今まで役場で何人していたかは知りませんが、役場でたくさんの人が関わっていた分の人数をとということはいませんが、この19人で本当に今まで一階の窓口で用が足りたような業務が足りるのか、関宿の事務局に聞いてみたいと思うんですけど、そこだけが心配です。こういうふうに箇条書きで出されても、はあはあぐらいです。本当にこれで関宿町の役場の一階で今までしてきたことが抜けていないのだろうか、そういう心配があるんですけど、大丈夫でしょうか。

会長：これは間違いなく大丈夫だと思っております。それともう一つ、実は野田の出張所並になってしまっておかしいという話があるんですけど、逆に言いますと、野田の出張所もサービスを増やしたという格好にしてございます、合併を契機にしまして。このサービスを増やしたということが、ある意味では野田市が関宿と合併した時にプラスアルファ効果としてサービスレベルが上がったよという格好にしてあるということですので、ここのところは我々も一番苦労したところ、野田市のメリットというのを作っていくという形の中で苦労したところだということ、逆にうちの出張所並にあわせたのではなくて、逆に言えば、関宿の出張所に野田の出張所を合わせたという形だということをご理解いただければありがたいなと思っております。

それで今、染谷さんからご提案ございましたように、確かに数も違いますから、こちらの方は支所という形にするということで、その点はよろしゅうございますか。

(異議なし)

それではそういう形にさせていただきたいと思います。数的な問題について、先ほど役場に聞いてみるという話がありましたので、ご疑問等についてはちょっとお

聞きいただいて、もう一度そこら辺、精査が必要なところがあれば精査をさせていただくという形になろうかと思えます。そこについては業務をカウントしてやらせていただいておりますので、多分間違いない数字だと思えますが、一応もう一度改めて説明はさせていただきたいと思えますので、考え方としてはこんな考え方で進めさせていただくと。出張所を関宿については支所と改めるという形でやらせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

それではそんな形にさせていただきたいと思えます。

次の検診関係ですが、基本的には。今の問題ですか、どうぞ。

藤井正委員：窓口体制の関係で野田の方も郵便局を利用していくという、いいことだと思うのですが、現在の特定局の現状を見ますと、駐車場関係はかなり問題があると思えます。大半のところは路上駐車、日常的に路上駐車です。ここに窓口体制ということなので、駐車場の確保もきちんと視野に入れて窓口体制を作っていないと、折角やってもいろんなトラブルが起きることになるのではないかと思いますので、その辺はどういうふうに取り扱っていくのか、郵便局に任せるのか、行政側でも一定の対応をしようとするのか、その辺だけ伺いたいと思えます。

総務部長：基本的には市の業務をお願いすることでありますので、それぞれの施設の実情を確認した上で対応していきたいと考えております。

会長：一つ付け加えますと、関宿のコミセンで対応しているのが年間約 1000 件弱という数字のようでございます。それを割り算した中で大体どのくらい来るのかということも含めまして、実は意識的に私どもも野田にある特定局の中で外した部分もあります。これはやはりそこは位置的な関係もあるのですが、あまりお願いしない方がいいのかなというようなところもありました。再度詰めさせていただきたいと思えます。

続きまして検診関係でございますが、いかがでございましょうか。一応、医師会とは、もしくは歯科医師会とは調整がついたという話で、こんな形でやらせていただきたいということでございますが、基本的にはお願いして業務を委託している関

係がありますから、なかなか意見の言い難いところではあるかと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

それではこれはそういう形の方針に決めさせていただきたいと思います。

続きまして、災害出動ですが、方面隊として4方面隊を作り、それぞれの地域で対応すると。消防団の関係でございまして、いかがでございましょうか。これは消防団同士が調整をしていただいている話でありますので、お願いをしたいと思えます。

(異議なし)

続きまして、農業委員会関係、調整案として出させていただきましたのは、一応現在の委員さんについては特例によりまして、残任期間は続けまして、選挙で選ばれている委員さんについては残任期間については委員として継続していきたいと。そこから先の話については実は選挙という形ですと議員さんも絡む話でございまして、議員の定数、任期、そこを議論するという中でご議論いただきたいという形で、その部分は先に送らせていただいているという格好にさせていただきます。当面、関宿の選挙で選ばれている農業委員10名、それから野田の選挙で選ばれている農業委員20名は合併後も継続してそのまま続きますと。それで多分、17年の7月が野田市農業委員の残任期間ですから、この時までそういう形でいきましょうと、こんな形になっておるということでございます。学識経験の委員については当然、ここで調整させていただいて数を減らすという形になろうかということですが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

それではそんな形にさせていただきたいと思います。以上で20件ございましたが、最後に事務局の方から重要な問題なので最後に確認をしておいてくれということですので、同和対策事業の調整方針について資料3の2ページ、先ほどの6つの事業が資料3の2ページに比較表としてございます。この6つの事業につきましての団体育成事業と、の同和対策推進事業については14年度に正式に合併協議をはじめたことを契機として3年間段階的に削減した後、17年度をもって廃止するという形にさせていただきたいということによろしゅうございますね。それと合わせての自動車運転技能習得奨励事業と、のうちの就園就学奨励事業については県が事

業の終期としている 16 年度限りで廃止するという形にさせていただくということ
でよろしゅうございますね。その他については事務局がお示しした調整方針案ど
りとするということで整理をさせていただきますので、よろしく願いたい
と思います。

以上で 20 項目についての調整の話は終わりました。ではただいま、ご協議をいた
だきましたとおりの形で若干の修正をさせていただいた形の中で事務事業調整方針案
につきまして承認するというところでよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではその他の案件につきまして事務局から説明をさ
せていただきたいと思います。

事務局長：それでは残りの資料につきましてご説明を申し上げます。お手許の配布
資料のうち、資料 8 をご覧下さい。事務事業調整に伴う行政経費ですが、これが先
ほど会長からも発言がありましたとおり、現在のいわゆる合併に伴うコストという
ものでございます。現在の方針案で概算したところ、行政経費の増、恒常的に合併
後かかるものとして約 6 億 3000 万円。一方地方税の歳入増が約 4000 万円あります
ので、差引きまして約 5 億 9000 万円、これが現在での試算ということになります。

一方、合併に伴う財源といたしまして、組織のところで説明しましたように 180
人職員を減らすということですので、その財源プラス分として 15 億円が浮くこと
になります。その差額が新たな行政需要、サービスに対応できる分だと、おおよそ
の計算になります。

それから次の資料 9 ですが、大変申し訳ございませんが、第 3 回協議会の資料で
一部誤記がございましたのでその訂正でございます。一番上の 198 というところ
ですが、これは情報コーナーの関係ですが、個票と総括表の表現がずれていただ
けのものでして、調整方針を変えるということではございません。全て誤記に属す
るようなものです。

それから資料 7、新市のまちづくりに関する課題についての意見集、郵送分とい
うものをお配りしてございます。これは地区別懇談会を 7 月に開催して住民の皆様
からまちづくりの意見を聞きました。その際に同封した封書、あるいはそれ以外に
合併協議会に届いた意見をまとめたものでございます。関宿と野田の長期構想で重

複しているものがどういうものがあるのか、あるいはまちづくりに際して一体性醸成、均衡発展のために必要なものは何かというご意見をいただいたものをまとめております。道路の関係ですとか、交通アクセスの関係などが一体醸成の観点から多く出てきているものと思われまます。9月に協議会を2回予定しておりまして、事務事業は終わりましたのでこれから建設計画に入ってまいります、このまちづくりの参考とする資料でございます。

なお、若干文言を整理したところがありまして、基本的には住民の皆さんの意見のとおりですが、重複しているものについてまとめております。それから単なる合併賛成とか反対というものもまちづくりに関係あるものから除外してございます。それから若干企業の固有名詞を上げてそれに対する批判的な文章もありましたが、それも固有名詞は除いてございます。それから、単に市長頑張れとか、会長の方からこの場で申し上げるようにと指示が出ておりますので申し上げますが、市長の合併特例債の説明は道路をやろうとしていることだと、そんなことを考える市長がどこにいるのか、柏市長を見習えという意見もありましたのでご紹介だけ申し上げます。これらを次回以降の協議の材料とさせていただきます。

最後に資料10ですが、次回の協議会の予定です。9月に2回予定しておりまして、19日木曜日午後4時からこの場所で、27日金曜日午後4時から同じくこの場所で開催したいと思っております。ここで建設計画をご議論いただきたいと思っております。

なお、資料10の下半分に書いてありますが、野田・関宿の施設視察について計画しております。9月6日の金曜日に事務事業調整で話題になった施設、建設計画で議論されるであろう施設を、お昼を挟みまして半日程度バスで回るツアーを考えております。来週のことでございますので、追って速やかにご連絡させていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

会長：ありがとうございました。若干、説明資料をお出しいたしました。特に重要なのは資料8でございます、この事務事業調整でどのくらいお金がかかってくるかという数値でございます。非常に概算の数値でございます、さらにこれから精査をするということになりますので、この数値が若干動くという形にはなるかと思ひます。ただ、大狂いはしない数値だろうということで、あえてここで出させて

いただきました。事務事業の調整をした中でどのくらいお金がかかるのかわからないという話のまま、いつまでも議論をしていくということは非常に危険でございますので、ここでこの程度の数値になりましたということをお出ししませんと話が違うじゃないかと。これは合併しても大変な話になってしまうという話になってはいけないと思って出させていただきました。

ですからあえてこの中ではお金が調整として行政経費、これは恒常経費です。単年度で終わってしまう話であるとかというのは抜かしてございますが、それ以外のものは基本的には入れてあるという格好にしております。

あと地方税については調整方針の中に書かせていただいたような形でございますので、基本的に関宿において個人住民税、法人住民税、これについてプラスの形が出てくるということになります。市街化区域の宅地並課税という形で固定資産税がアップになってくる部分がある。一方で野田にあわせるという形になりますので、都市計画税はダウンになるという形の中で 4000 万円という数字を一応はじかせていただきました。

差引き 5 億 9000 万円、約 6 億円という数字がここで出てきたということでございます。一応 15 億円の行政改革効果 180 人という数値を出させていただいておりますので、15 億円の行政改革効果に対して 6 億の事務事業調整による必要なお金という形になりますので、あとの 9 億円が新しいサービスとして提供可能なものになってくるという形になるかと思っておるところまでが今日の結論ということにさせていただきますたいと思っております。

先ほど申し上げました資料の 10 にございますような日程で今後の協議会を開催していきたいと思っておりますが、これについてはよろしゅうございますか。今後については市町村建設計画作り、さらに住民の皆さん方に説明をしていく材料についても皆さん方にお諮りをするという形にさせていただきますたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございますが、皆さんから特にご発言はございますでしょうか、ございませんようでしたら 10 分ほど予定時間を延長しましたが、先ほど関宿の町の皆さん方からサービスについてのご心配無いような形になっていると思っておりますが、再度、十分な突合せはさせていただきますたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは以上をもちまして協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。